

公益財団法人鳥取県国際交流財団環日本海交流地域私費外国人留学生奨学金支給要綱

平成26年5月12日制定

(目的)

第1条 鳥取県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）に通う私費外国人留学生のうち、鳥取県の友好交流地域の中でも特に環日本海交流地域（韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県）の出身者、又は当該地域の大学に在籍若しくは卒業している者に奨学援助を行うことにより、在県時には地域の交流活動への協力等を通じて、県民の国際理解促進に貢献し、将来鳥取県と友好交流地域間の架け橋となり得る人材の育成を図り、もって本県の環日本海交流の推進に寄与することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業主体は、公益財団法人鳥取県国際交流財団（以下「財団」という。）とする。

(申請資格)

第3条 奨学金を受給できる者は、県内の大学等に通う私費留学生で、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 鳥取県の環日本海交流地域（韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県）の出身、又は当該地域の大学に在籍若しくは卒業していること。
- (2) 奨学金の支給開始時期に、県内の大学等に在籍していること。
- (3) 申請時に他の奨学生を受給していない又は受給する予定のないこと。
- (4) 財団奨学生としての自覚を持ち、「国際交流活動ボランティア」として、当財団の事業や地域の交流活動に協力するとともに、将来鳥取県と交流地域との交流事業に協力や支援等を行う意欲があること。
- (5) 家族に国費留学生及び同程度の収入を得る者がいないこと。ただし、やむを得ない事情により生計を別にする等生活の基盤を異にする者を除く。

2 前項各号の要件を満たす者は、連続して申請することを妨げない。

(申請方法)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、別に定める期日までに、申請書（様式第1号）に添付書類（様式第2号）を添えて、在籍する大学等に提出するものとする。

2 前項の申請書類の提出があったときは、大学等は、適格と認めた者について、別に定める期日までに、推薦書（様式第3号）に前項の申請書類を添え、財団に推薦するものとする。

(選考及び決定)

第5条 財団は、前条第2項の規定による推薦に基づき、公益財団法人鳥取県国際交流財団環日本海交流地域私費外国人留学生奨学生選考委員会に諮り、奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。

2 前項に定める選考委員会の構成及び選考の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 財団は、奨学生を決定したときは、大学等を通じて通知するものとする。

4 選考は年に2回、前期と後期に分けて行うものとする。なお、前期を4月から9月まで、後期を10月から翌年3月までとする。

(奨学生の支給)

第6条 奨学金は月額2万円とする。なお、予算の状況により月額は変更される場合がある。

2 奨学金の支給期間は、前期の奨学生、後期の奨学生とともに、県内の大学等に在籍する期間に応じて支給し、最短3ヶ月、最長6ヶ月とする。

3 奨学金の支給は、奨学生の指定する銀行口座に振り込むものとする。

4 奨学金の支給日は、原則として、前期の奨学生には4月から6月分を6月20日、後期の奨学生には

10月から12月分を12月20日とし、それ以外の月分については、毎月20日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日とする。

(奨学生の義務)

第7条 申請者及び奨学生は、次のいずれかに該当する場合には、大学等を通じて、財団に報告するものとする。

- (1) 申請書の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 在留資格等に変更が生じたとき。
- (3) 他の奨学金の受給が決定したとき。
- (4) 休学、転学又は退学その他の事由により就学を継続することが困難になったとき。
- (5) 在籍する大学等から、停学その他の処分を受けたとき。

2 大学等は、前項第3号から第5号に該当する事由が生じた場合において、奨学生から報告がないときは、本人に代わり、その事由を財団に報告するものとする。

3 奨学生は県内の大学等を離籍するときは、帰国（転居）後連絡先届書（様式第4号）を在籍する大学等に届け出るものとし、届書の提出があったときは、大学等はそれを財団に提出するものとする。

(奨学金支給の停止・取消し及び返還)

第8条 財団は、奨学生が次のいずれかに該当すると認めた場合、奨学金の支給の停止又は取消しを行うことができるものとする。この場合、財団は、既に支給した奨学金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書類の記載内容に虚偽があることが判明したとき、その他不正な手段により奨学金の支給を受けたとき。
- (2) 休学、転学又は退学その他の事由により就学を継続することが困難になったとき。
- (3) 他の奨学金を受給するようになるなど、本制度による奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 在籍する大学等から、停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 学業又は素行等が、奨学生としての適性を欠くと認められたとき。

2 前項の認定に当たっては、奨学生の在籍する大学等からの報告に基づいて行わなければならない。

3 大学等は、奨学生的状況について常に適切な把握を行い、第1項各号の要件に該当すると認めたときは、直ちに財団へ報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。